防集事業により整備した住宅団地の空き区画一般募集要項

1 趣旨

市では、移転促進区域内で被災された方々の住宅再建のため、防災集団移転促進事業による住宅団地の整備を進めてきましたが、被災された方々の住宅再建に関する意向の変化等により、いくつかの住宅団地で空き区画が生じています。

これまで、当該事業対象者に追加募集を行ってきましたが、申込みがない状況が続いており、また、事業対象者以外の方からの問い合わせもあることから、空き区画の 譲渡を実施することとしました。

この募集要項は、申込受付や譲渡の決定方法などについて定めるものです。

2 対象となる防集団地内宅地(以下「宅地」という。)

番号	地区	団地名	所在地	画地	面積	備考
1	高田	高台3	高田町字本丸	319–5	165 m ²	
2			高田町字本丸	318-6	165 m²	
3		高台 5	高田町字太田	503-1	330 m²	
4			高田町字太田	503-2	330 m²	
5–1			高田町字太田	506-2	330 m ²	
5-2			高田町字太田	507-6	330 m²	
6		高台6	高田町字山苗代	603-2	330 m²	

番号	地区	団地名	所在地	地番	面積	備考
7		高台5中	気仙町字三本松	101-4	330 m²	
8			気仙町字三本松	102-2	330 m²	
9			気仙町字三本松	102-3	330 m²	
10		高台5南	気仙町字三本松	102-5	165 m²	
11			気仙町字三本松	102-6	165 m²	
12			気仙町字三本松	102-7	165 m²	
13	今泉		気仙町字三本松	105-6	330 m²	
14			気仙町字三本松	105-8	330 m²	
15			気仙町字三本松	105-9	330 m²	
16		高台6	気仙町字三本松	105-10	330 m²	
17			気仙町字三本松	105-12	330 m²	
18			気仙町字三本松	106-2	330 m²	
19			気仙町字三本松	106-4	330 m²	

番号	地区	団地名	所在地	地番	面積	備考
20	今泉	高台7	気仙町字三本松	111-1	330 m²	契約済
21			気仙町字三本松	110-1	330 m²	
22		高台4	気仙町字愛宕下	301-12	330 m²	
23	米崎	脇の沢	米崎町字館	109-32	330 m²	契約済
			米崎町字脇の沢	106-13		
24	小友	只出	小友町字谷地館	91–17	330 m²	契約済
25		新田	小友町字上新田	3–7	330 m²	契約済
26	長部	月山	気仙町字月山	7–35	330 m²	
27	広田	六ヶ浦	広田町字六ヶ浦	127-11	330 m²	

- ※ 譲渡価格は現時点の参考価格であり、見直し等により変動する場合があります。
- ※ 月山住宅団地、六ヶ浦住宅の空き区画の譲渡にあたっては、10(1)記載のほか、 復興交付金の確定処理が必要なため申込みから譲渡完了までに半年以上かかる場合があります。

3 募集対象者

どなた様でも募集できます (法人を除く)。

4 申込み資格

以下の要件をすべて満たしている方

- ① 本人または家族が居住する目的で戸建住宅を建設する計画のある方
- ② 不動産の売買契約などについて、法令上の制限を受けていない方
- ③ 破産者でない方
- ④ 納付すべき市税などを滞納していない方(居住予定者全員を含む)
- ⑤ 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。
- ※ 複数の宅地に申込むことはできません。
- ※ 戸建住宅建設を目的とした分譲であり、アパート等の集合住宅、倉庫、駐車場、 作業場等の建築を目的とした申込みはできません。

5 宅地の利用条件

- (1) 本人または家族の居住用戸建住宅敷地として使用すること。
- (2) 土地の売買が決定されてから、1年以内に土地売買等契約を締結すること。

6 申込みに必要な書類

- (1) 防災集団移転団地宅地譲渡希望申込書
- (2) 入居希望者全員の住民票(本籍が記載されたもの)
- (3) 納税証明書 (滞納がないことを証明するもの)
- (4) 罹災証明書(被災者の場合)
- (5) 戸籍謄本等の写し(申込者と入居世帯が異なる場合)
- ※上記以外にも必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

7 申込(募集)期間等

- (1) 申込(募集)期間 随時で募集しています。 午前9時から午後5時まで
- (2) 申込(受付)場所 市役所 4 階 建設部土地活用推進課

8 契約予定者の決定方法

申込み資格等を審査のうえ、申込順に決定します。契約予定者、落選者ともに文書 により通知します。

9 権利の喪失

契約予定者となった者が正当な理由なく宅地売買等契約を締結しないとき又は、宅 地売買代金が期限内に支払われないときは、契約予定者としての権利を失うことにな ります。

10 その他

- (1) 防集対象者以外の方へ土地を分譲する際には、国の承認が必要であり、承認手続き完了後の譲渡の決定、契約締結となりますので、ご了承願います。
- (2) この要綱に定めるもののほか、防災集団移転住宅団地の譲渡等については、関連する条例、規則及び契約条項等を遵守すること。